

名古屋市上下水道局自動販売機設置にかかる行政財産の貸付け及び使用許可に関する事務取扱要綱

(平成 27 年 3 月 30 日局長決裁)

目次

第 1 章 総則 (第 1 条、第 2 条)

第 2 章 貸付け

第 1 節 貸付けに関する共通事項 (第 3 条)

第 2 節 一般競争入札 (第 4 条～第 16 条)

第 3 節 随意契約による貸付け (第 17 条～第 22 条)

第 4 節 契約 (第 23 条～第 28 条)

第 3 章 行政財産の目的外使用許可 (第 29 条～第 43 条)

第 4 章 その他 (第 44 条、第 45 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自動販売機その他の機器（清涼飲料水等を販売する自動販売機をいう。以下この要綱において同じ。）を設置させることを目的として名古屋市上下水道局（以下「局」という。）の行政財産を使用させる場合の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項により行政財産を使用させる場合については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「地公企令」という。）、名古屋市上下水道局公有財産規程（平成 12 年名古屋市上下水道局管理規程第 49 号。以下「公有財産規程」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(有効活用方法)

第 2 条 前条により行政財産を使用させる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。

(1) 貸付け 行政財産の貸付け（法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号、地公企令第 26 条の 5）をいう。

(2) 使用許可 行政財産の使用許可（法第 238 条の 4 第 7 項）をいう。

2 公有財産の有効活用及び財産確保のため、自動販売機その他の機器を設置させることを目的として行政財産を使用させる場合は、第 29 条に定める場合を除き、原則として貸付けによる。

第 2 章 貸付け

第 1 節 貸付けに関する共通事項

(貸付けの方法)

第3条 貸付けを行おうとする場合は、原則として一般競争入札の方法による。

2 前項において入札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、地公企令第21条の14第1項第8号又は第9号の規定に基づき随意契約により貸し付けることができる。

第2節 一般競争入札

(入札の方法)

第4条 一般競争入札は、持参入札方式で行うものとする。

2 前項の方式は、第7条に掲げる入札参加資格を有する者が、入札書(第1号様式)を入札箱に直接入れる方式をいう。

(貸付期間及び更新)

第5条 貸付期間は、始期から5年以内(一時使用を目的とし、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用は受けないものとする。)とし、貸付期間の更新は認めないものとする。

2 前項に定める期間終了後は、再度入札を行う。

(貸付料及び最低貸付価格)

第6条 貸付料は、最低貸付価格以上の落札価格をもって貸付料とする。

2 最低貸付価格は、自動販売機その他の機器を設置させるために建物内の余裕部分を貸し付ける場合にあつては1台につき月額900円、自動販売機その他の機器を設置させるために建物外の余裕部分又は土地の余裕部分を貸し付ける場合にあつては1台につき月額400円とし、入札の際に公表する。

3 入札において、実勢を反映した貸付価格とする参考資料として貸付実績を情報提供するため、設置した自動販売機その他の機器にかかる販売実績(月別販売数量及び月別販売金額)について、借受者から販売実績報告書(第2号様式)を半期ごとに提出させることを明記し、原則として販売実績を入札の際に公表する。

(入札参加資格)

第7条 入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(1) 法第238条の3に規定する者

(2) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 次に掲げるものに該当する者でその事実があつた後3年を経過していない者(当該事実と同一の事由により名古屋市上下水道局指名停止要綱(平成15年3月11日局長決裁)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)

ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- な 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員
の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約
の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (4) 次に掲げる著しい経営不振の状態にある者
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立
てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立
てがなされている者
 - (5) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (6) 落札決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者
の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警
察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等か
らの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 3 月 13 日局長
決裁）に基づく排除措置を受けている者
 - (7) 入札公告の日から過去 3 年以内に、自らが管理・運営する自動販売機そ
の他の機器を設置した実績のない者
- 2 前項の参加資格は、必要により追加することができる。

(入札公告)

第 8 条 一般競争入札により行政財産を貸し付ける場合は、入札期日の前日か
ら起算して 7 日前までに、次の各号に掲げる事項を公告する。

- (1) 入札に付する事項
 - ア 件名
 - イ 物件の表示
 - ウ 用途の指定
 - エ 貸付期間
 - オ 入札方法
- (2) 競争入札参加資格
- (3) 入札説明書等及び契約条項を示す場所等
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 最低貸付価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 契約書の作成の要否
- (8) 競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した

入札は無効とする旨

(9) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る旨

(10) 落札者の決定方法

(11) その他必要と認める事項

2 前項の公告は名古屋市上下水道局公式ウェブサイト（以下「局ウェブサイト」という。）への掲載等により行うこととし、公告事項その他必要な事項を記載した入札案内書を併せて公表する。

(入札参加申込み)

第9条 入札参加申込書類は、次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書（第3号様式。以下「申込書」という。）

(2) 個人にあつては、住民票の写し（発行後、1か月以内のものに限る。次号において同じ。） 1通

(3) 法人にあつては、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書及び法人役員等に関する調書（第4号様式） 1通

2 前項の申込みは、入札案内書に記載した入札参加申込期間及び場所に到達したもの以外は無効とする。

(入札参加条件)

第10条 同一物件への入札参加は、1人につき1件とする。

2 行政財産を共同で借り受けようとする者は、1通の申込書に申込者を連記する。この場合、その全員に第7条に掲げる入札参加資格を適用する。

(入札参加資格の付与)

第11条 入札参加申込者が第7条に掲げる入札参加資格を有すると認めるときは、当該申込者に入札参加書（第5号様式）を交付する。

(入札保証金)

第12条 入札保証金の額は、名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号。以下「契約規程」という。）第12条第1項に基づき入札金額に100分の5以上を乗じて得た額以上とし、現金又は銀行振出小切手により納入させる。

2 前項に規定する入札保証金には、契約規程第13条第1項に定める入札保証金の代用を含む。

3 前2項の規定にかかわらず、第7条に掲げる入札参加資格を有すると認められた者が、契約規程第14条第2号に基づき契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合には、入札保証金を納付させないことができる。

4 入札保証金は、落札者の決定後に還付する。ただし、落札者にかかるものについては、当該落札者との間に契約が締結した後に還付する。

5 落札者が契約を締結しない場合には、入札保証金を還付せず、局に帰属さ

せる。

6 入札保証金は、落札者からの申し出により契約保証金の全部又は一部に充てることができる。

7 入札保証金には、利子を付さないものとする。

(入札)

第13条 入札をしようとする者には、入札の際、次の書類を提示させる。

(1) 入札参加書

(2) 入札保証金保管証書(入札保証金を納付させた場合に限る。)

2 前項第2号(入札保証金を納付させた場合に限る。)の書類がない場合は、入札への参加を認めない。

3 入札は、1回の入札にかかる物件の全部についての入札書を同時に入札箱に投入し、同時に開札する。

4 入札の前に、入札書の記入方法、入札及び開札の手順について説明する。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者は、自己の入札の完了(入札書が入札箱に投入された時点)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退した者(入札辞退届(第6号様式)を提出した者に限る。)に対し、これを理由として、以後に不利益な取り扱いをしてはならない。

(無効入札)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第7条に掲げる入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札

(3) 入札保証金(入札保証金に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)の納付を要する場合において、入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(4) 最低貸付価格に達しない金額を記載した入札

(5) 金額を改ざんし、又は訂正した入札

(6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札

(7) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札

(8) 記入事項を判読できない入札

(9) 記名押印のない入札

(10) 入札書の印影が入札参加申込書の印影(入札を委任した場合は委任状(第7号様式)の受任者欄の印影)と異なる入札

(11) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含む。)

(12) 委任状を提出していない代理人のした入札

(13) その他入札の条件に違反した入札

2 落札決定前に、入札金額の錯誤その他のやむを得ないと認められる理由に

より契約が履行できない旨の申し出をした者のした入札を、無効とすることができる。

(開札)

第 16 条 開札は、入札会場において入札終了後ただちに入札者の面前で行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会う。

- 2 開札結果は、その場で発表する。
- 3 最低貸付価格以上で、最高の価格を持って入札した者を落札者とする。
- 4 最高価格の入札者が複数あるときは、ただちにくじにより落札者を決定する。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。
- 5 一物件につき 1 通の入札があった場合は、当該入札を有効とする。
- 6 落札者には、貸付決定通知書（第 8 号様式）により通知する。
- 7 入札結果については、物件ごとに入札者数及び落札金額を局ウェブサイトで公表する。

第 3 節 随意契約による貸付け

(随意契約による貸付けの方法)

第 17 条 随意契約による貸付けは、持参申込による方式で行うものとする。

- 2 前項の方式は、一般競争入札方式において入札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときに、地公企令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定に基づき、次条に掲げる申込資格を有する者が、必要書類を持参し、申し込む方式（以下「先着順貸付け」という。）をいう。

(申込資格)

第 18 条 先着順貸付けによる行政財産の借受けの申込みをすることができる者の申込資格については、第 7 条を準用する。

- 2 前項の申込資格は、募集案内書等により公表する。

(入札案内書等の公表)

第 19 条 先着順貸付けにより行政財産を貸し付ける場合は、一般競争入札における入札案内書等で、先着順貸付けの実施を予告し、次の事項を公表する。

- (1) 申込期間及び場所
 - (2) 次条及び第 22 条第 2 項で定める事項
- 2 先着順貸付けにより行政財産を貸し付ける場合は、次に掲げる事項を募集案内書等により公表する。
- (1) 持参申込みによる先着順貸付けに付する事項
 - ア 物件の表示
 - イ 用途の指定
 - ウ 貸付期間
 - (2) 申込みをする者に必要な資格

- (3) 申込期間及び場所
- (4) 貸付価格（第6条第2項で定める最低貸付価格）
- (5) 契約締結期限
- (6) 次条及び第22条第2項で定める事項
- (7) その他必要と認める事項

（借受申込）

第20条 先着順貸付けによる借受申込書類は、次のとおりとする。

- (1) 公有財産借受申込書（第9号様式。以下「借受申込書」という。）
- (2) 個人にあっては、住民票の写し（発行後1か月以内のものに限る。次号において同じ。） 1通
- (3) 法人にあっては、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、及び法人役員等に関する調書 1通

2 前項の申込みは、前条に定める申込期間及び場所に到達したもの以外は無効とする。

3 借受申込書類の提出方法は持参とし、郵送等による提出は受け付けない。

4 同一の日の同一到達順位により一の行政財産につき2以上の申込みがあった場合は、くじにより先着の申込者を決定する。

（借受申込の条件等）

第21条 公有財産の共同借受けの場合は、1通の借受申込書に申込者を連記する。この場合、その全員に第18条に規定する申込資格を適用する。

（貸付決定の通知等）

第22条 申込者が第18条に規定する申込資格を有すると認めるときは、当該申込者には貸付決定通知書により通知する。

2 契約結果については、物件ごとに契約金額及び契約者名を局ウェブサイトで公表する。

第4節 契約

第1款 契約の締結

（契約期限）

第23条 契約の締結は、一般競争入札方式及び先着順貸付方式の場合には入札案内書等で公表する期間内に行う。

（契約保証金）

第24条 契約保証金を納付させる場合において、その額は、貸付月額（入札金額）4か月分の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条に掲げる入札参加資格を有すると認められた者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合には、契約規程第36条第6号に基づき、契約保証金を納付させないことができる。

3 契約保証金は、貸し付けた行政財産を返還した後に還付する。

4 契約保証金には、利子を付さないものとする。

第2款 契約の条件

(かし担保)

第25条 契約を締結した後、貸し付けた物件について数量の不足その他隠れたかしを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償の請求又は契約の解除の求めには応じないものとする。

(転貸等行為の禁止)

第26条 公有財産規程第33条の規定により、借受人がその権利を第三者に転貸することは認めない。また、借り受けた公有財産を第三者に使用させること、又はその権利を担保に供することについても同様とする。

(延滞金)

第27条 契約の相手方が正当な理由がないのに、貸付料を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間について、契約規程第38条第1項及び第2項に定める割合により算出した延滞金を徴収しなければならない。ただし、特にやむを得ないと認められる事由があるときは、延滞金を徴収しないこととすることができる。

2 前項に定める割合が改正された場合は、改正後の割合を適用するものとする。

(違約金等)

第28条 借受人の責に帰すべき契約条件の違反等の事由があった場合には、次の各号に定める額の違約金を徴収する。

(1) 局の承認を得ることなく、貸付物件を指定用途以外の用途に供した場合 貸付料総額の100分30に相当する額

(2) 局の承認を得ることなく、局が指定した用途に供するまでの期日を定めた場合において、その指定期日までにその用途に供しなかった場合 貸付料総額の100分の10に相当する額

(3) 局の承認を得ることなく、貸し付ける行政財産を第三者に転貸し、契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供した場合 貸付料総額の100分の30に相当する額

(4) 局が行う使用物件の実地調査に協力する義務を怠った場合 貸付料総額の100分の10に相当する額

2 借受人の責に帰すべき事由があり、局に損害が生じた場合は、前項に定めるもののほか、損害額に応じた損害賠償金を徴収する。

第3章 行政財産の目的外使用許可

(使用許可ができる場合)

第29条 公有財産規程第7条第8号の規定に基づき、上下水道局長（以下「局長」という。）が特に必要と認めるときとして使用許可を行う場合にあっては、次の各号に掲げる場合にのみ行うことができる。

(1) 施設の用途廃止が予定されるもので、一定の貸付け期間を設けることが

できないと判断される場合

(2) 施設等（施設の一部を含む。）の使用を行政財産の使用許可により認められている団体が、当該許可を受けている使用面積の範囲内で自動販売機その他の機器を設置する場合

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく福祉事業者等若しくはこれらに準ずる福祉関係団体又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく社会福祉法人若しくはこれに準ずる者が自動販売機その他の機器を設置する場合

（使用許可の申請）

第30条 使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（第10号様式。以下「申請書」という。）により局長に申請しなければならない。使用許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 次条第1項ただし書の規定により更新に係る使用許可を受けようとする者は、使用許可の期間が満了する30日前までに申請書により局長に申請しなければならない。

（使用許可期間及び更新）

第31条 使用許可の期間は、1年以内とする。ただし、必要に応じて1年を超えない範囲で更新することができる。

（使用許可書の交付）

第32条 使用許可を行うときは、申請人に行政財産使用許可書（第11号様式）を交付する。

2 使用許可を行わないものと決定したときは、速やかにその旨を申請人に通知しなければならない。

（使用料）

第33条 自動販売機その他の機器の設置者に対して行政財産の使用許可を行う場合の使用料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建物内を使用させる場合 1台につき月額900円

(2) 建物外を使用させる場合 1台につき月額400円

（使用料の納付）

第34条 使用料は、前条に定めた額に消費税及び地方消費税を加算した金額を使用者から使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、局長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

（使用料の不還付）

第35条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するた

め使用許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、局長は、その全部又は一部を還付することができる。

(督促及び延滞金)

第 36 条 使用料を納付期限までに納付しないときは、納付期限経過後 20 日以内に納付すべき期限を指定して督促する。

2 前項の規定により督促した場合において指定した期限までに使用料を納付しないときは、使用料に年 14.6 パーセント（督促をする前の期間又は督促状に指定した期限以前の期間については、年 7.3 パーセント）の割合で納付期限の翌日から納付した日までの日数によって算出した額の延滞金を徴収する。

3 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

4 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその使用料の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 局長は、特別の理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(保証金)

第 37 条 使用者は、使用料の 3 月分に相当する額以上の保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 使用許可の期間が 3 月以内であるとき。

(2) 使用料を前納したとき。

(3) その他局長が特に認めたとき。

3 第 1 項の規定による保証金（以下、単に「保証金」という。）は、使用料又は延滞金の納付を遅延した場合においてこれに充当するほか、当該使用により生ずる一切の損害の賠償に充当する。

4 前項の規定による充当により保証金に不足が生じたときは、これを追納させる。

5 保証金は、使用者が第 39 条の規定により使用物件を原状に回復したのち、これを還付する。

6 保証金には、利子を付さないものとする。

(保全義務)

第 37 条の 2 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用許可を受けた行政財産（以下「使用物件」という。）を維持保全しなければならない。

(用途変更の禁止)

第 38 条 使用者は、局長の承認を受けなければ、使用物件を指定された目的又は用途以外の使用に供し、又はその形質を変更してはならない。

(変更の届出)

第 38 条の 2 使用者は、住所又は氏名（法人にあっては、その名称、所在地又は代表者の氏名）を変更したときは、速やかに局長に届け出なければならない。

(原状回復義務)

第 39 条 使用許可を取り消され、又は使用許可の期間が満了したときは、使用者は、局長の指定する期限までに自己の負担において使用物件を原状に復さなければならない。ただし、局長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(滅失、毀損の届出等)

第 40 条 使用者は、使用物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちに局長に届け出なければならない。

2 使用者は、自己の責に帰すべき事由により使用物件を滅失し、又は毀損したときは、局長の指示に従い復旧その他の措置を行わなければならない。

(必要費の支出)

第 41 条 使用者が使用物件について必要費を支出することがあっても、局は、その償還の責を負わない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第 42 条 局長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 使用許可の条件に違反したとき。

(2) 3 月以上使用料の納付を怠ったとき。

(3) 局の事業の用に供するため必要が生じたとき。

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定により使用許可を取り消し、又はその内容を変更したときは、既納の使用料は還付しないものとする。

3 第 1 項の使用許可の取り消し、又はその内容の変更により、使用者に損害が生ずることがあっても、局は、その責任を負わない。

(調査協力義務)

第 43 条 局長は、使用物件の使用状況を実地に調査することができる。この場合において、使用者はこれに協力しなければならない。

第 4 章 その他

(光熱費)

第 44 条 自動販売機その他の機器の設置にかかる電気料金は、設置者の負担とする。なお、電気料金の算出方法は、別に定める。

(電気工事等必要な経費の負担)

第 45 条 新規に自動販売機その他の機器を設置させる場合の電気工事等必要な工事及びその費用については、原則として設置者に負担させる。なお、施設管理上、設置者に負担させることが不適當な場合はこの限りでない。

第 46 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

（宛先）名古屋市上下水道局資産活用課長

販 売 実 績 報 告 書

平成 年度

| | | | | | | | |
|-------------|------------------|-----------------|-----|-----------------------|------------------|-----------------|-----|
| 契 約 者 | 会 社 名 | | | | | | |
| | 役職・氏名 | | | | | | |
| 設 置 場 所 | | | | | | | |
| 契 約 日 ・ 期 間 | | 平 成 年 月 日 | | 平 成 年 月 日 ～ 平 成 年 月 日 | | | |
| | 販 売 数 量 (本・杯) | 販 売 金 額 (税込) | 備 考 | | 販 売 数 量 (本・杯) | 販 売 金 額 (税込) | 備 考 |
| 4 月 | | 円 | | 1 0 月 | | 円 | |
| 5 月 | | 円 | | 1 1 月 | | 円 | |
| 6 月 | | 円 | | 1 2 月 | | 円 | |
| 7 月 | | 円 | | 1 月 | | 円 | |
| 8 月 | | 円 | | 2 月 | | 円 | |
| 9 月 | | 円 | | 3 月 | | 円 | |
| 上期計 | | 円 | | 下期計 | | 円 | |
| 年間計 | | 円 | | (担当者) (連絡先) | | | |

（注）1 上期分は10月末までに、下期分は4月末まで報告してください。

2 報告先 名古屋市上下水道局資産活用課

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話： FAX：

E-mail：

入札参加申込書

年 月 日

（宛先）

名古屋市上下水道局長

（申込者） 住 所

フリガナ
氏 名

印

※ 主たる所在地・名称を記入、代表者印を押印してください。

入札説明書に定める参加資格（裏面に記載）を有することを誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、申し込みます。

記

入札参加書送付先

住 所

氏 名

☎

上記以外の☎

E-mail アドレス

備 考

- ① この申込書は、年 月 日 時までに、必要書類を添付して、名古屋市上下水道局資産活用課まで持参（期限内必着）してください。
- ② 申込者印は、鮮明に押印してください。
- ③ 申込後の名義変更、申込の取り下げは一切できません。
- ④ 必要書類の添付されていないものは受付できません。
- ⑤ 作成する際は、必ず裏面に次頁掲載の「入札参加者の資格」を印刷等により表示してください。

(裏)

入札参加者の資格

入札に参加できるのは、次に該当しない方です。

- 1 入札に係る契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- 2 次のいずれかに該当する方でその事実があった後3年間経過していない方（当該事実と同一の事由により名古屋市上下水道局指名停止要綱(平成15年3月11日局長決裁)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除きます。
 - (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた方
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
 - (6) (1)から(5)までの一に該当する事実があった後3年を経過しない方を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した方
- 3 次に掲げる著しい経営不振の状態にある方
 - (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
- 4 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の方
- 5 落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年3月13日局長決裁）に基づく排除措置を受けている方。
- 6 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機その他の機器を設置した実績のない方。

第4号様式（第9条関係）

法人役員等に関する調書

| 商号又は名称 | | | | |
|--------|--------------|----------------|----|----|
| 所在地 | | | | |
| 役職名 | (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 性別 | 住所 |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |
| | () | M・T・S・H ・ . | | |

※ 法人の役員について記載すること。

| | |
|------|--|
| 受付番号 | |
|------|--|

入 札 参 加 書

年 月 日

住所

氏名

名古屋市

代表者 名古屋市上下水道局長

先に申込された公有財産貸付の一般競争入札に、あなたを入札参加者としますので、下記要領のとおり入札してください。

記

- 1 件名
- 2 入札を行う日時及び場所
日 時
場 所
- 3 入札保証金
- 4 その他

第6号様式（第14条関係）

入 札 辞 退 届

（宛先） 名古屋市上下水道局長

入札者 所在地
商号又は名称
代表者
役職・氏名

印

下記について、都合により入札を辞退します。

記

件 名

第7号様式（第15条関係）

委 任 状

（宛先） 名古屋市上下水道局長

私（甲）は、都合により乙を代理人として定め、自動販売機その他の機器設置のための公有財産の賃借に関する下記の権限を委任します。

記

- 1 見積もり及び入札に関する事項
- 2 契約締結に関する事項
- 3 保証金に関する事項
- 4 貸付料に関する事項
- 5 その他契約に関する一切の事項
- 6 期間 年 月 日から 年 月 日まで
（ただし、上記期間に締結した契約に基づく債務を弁済し、又は、債権を行使する期間を含みます。）

後日、この委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

年 月 日

甲（委任者） 所在地
商号又は名称
代表者
役職・氏名 印

上記委任の件承諾しました。

乙（受任者） 所在地
商号又は名称
代表者
役職・氏名 印

貸付決定通知書

年 月 日

住所
氏名

名古屋市上下水道局長

印

自動販売機その他の機器設置に伴う公有財産貸付の一般競争入札において、年 月 日実施の入札の結果、下記物件についてあなたを落札者として認め、同物件の貸付けを行うことに決定しましたので通知します。

記

1 物件の所在

| | |
|------|--|
| 物件番号 | |
| 所在地 | |
| 設置場所 | |
| 貸付面積 | |
| 種別 | |

2 貸付価格

月額 円

3 貸付期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 契約締結期限

年 月 日まで

| 公有財産借受申込書（新規） | |
|--|--------------------------------|
| 平成 年 月 日 | |
| (宛先)名古屋市上下水道局長 | |
| 申込者 | |
| 住 所 | |
| フリガナ 氏 名 ④ | |
| （法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名） | |
| 裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。 | |
| 物 件 番 号 | |
| 使用目的及び用途 | 自動販売機その他の機器の設置（清涼飲料水等） |
| 所 在 地 | |
| 設 置 場 所 | |
| 貸 付 面 積 | |
| 借 受 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 書 類 送 付 先 | (住所) (名前) 電話 () |
| その他参考となる事項 | |

注 貸付けにより暴力団を利することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。
2用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

第 10 号様式（第 30 条関係）

| | |
|---|---|
| 行政財産使用許可申請書 (新規 変更 更新) | |
| 年 月 日 | |
| (宛先) 名古屋市上下水道局長 | |
| 申請者 住所 氏名 | |
| 印 | |
| 下記のとおり行政財産を使用したいので許可を申請します。 | |
| 記 | |
| 使用財産の種類又は名称 | |
| 所 在 地 | |
| 使用面積又は数量 | 自動販売機 1 台 定格消費電力 w 建物内・外 電熱装置の定格消費電力 w |
| 使 用 期 間 | |
| 使用目的及び使用の態様 | |
| そ の 他 | |
| | |

注 1 使用の概要を示す図面を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

| | | |
|---|-------------|---|
| 行政財産使用許可書 (新規 変更 更新) | | |
| 年 月 日 | | |
| 様 | | |
| 名古屋市上下水道局長 | | |
| 印 | | |
| 年 月 日付で申請のありました行政財産の使用については、下記のとおり許可します。 | | |
| 記 | | |
| 行政財産の表示 | 種類又は名称 | |
| | 所在地 | |
| 使用許可の範囲 | 使用面積又は数量 | 自動販売機 1 台 定格消費電力 w 建物内・外 電熱装置の定格消費電力 w |
| | 使用許可の期間 | |
| | 使用目的 | 自動販売機の設置（缶式・カップ式） |
| 使用許可の条件 | 使用料 | |
| | 取消権及び変更権の留保 | |

(裏)

| | | |
|---------------------------------|---------------|--|
| 使 用 許 可 の 条 件 | 原 状 回 復 義 務 | |
| | 賠 償 義 務 | |
| | 費 用 負 担 | |
| | 保 証 金 | |
| | 使 用 上 守 る 事 項 | |
| | そ の 他 の 事 項 | |
| 備考 | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。